

基幹センターだより

vol. 6 (2022年7月発行)



《相談窓口》北区障害者基幹相談支援センター

〒114-0032 東京都北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター内

TEL・FAX 兼用:03-3905-7226 E-MAIL: peernet@peernet.or.jp

開所日時:月～金 10時～18時 第2・4土 10時～17時 *第1・3・5土・日・祝・年末年始は休み

【今号の内容】

- 「居宅介護事業所調査報告書」が完成しました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 「北区障害者関係機関ガイドブック2022」が完成しました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ハンドメイド教室のご報告と次回のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 講座「成年後見制度のABC」を開催しました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

「居宅介護事業所調査報告書」が完成しました

毎年、北区において居宅介護サービスを提供している事業所にアンケート調査を行い、内容をまとめて発行している「障害(児)者のための居宅介護事業所一覧～居宅介護事業所調査報告書～」が今年も完成しました。

【表紙】



【概要ページ】

| | |
|--|---------------------------------|
| 事業所名 | ウィルケア |
| 事業形態(名称) | 井上五孫 |
| 住所 | 〒114-0092 北区中十条1-4-7 インクワースビル6F |
| 電話番号 | 03-6279-2268 FAX番号 03-6279-2269 |
| インターネット | http://www.willcare.jp ホームページ - |
| 事業開始年月日 | 平成16年4月1日 |
| 事業の営業時間 | 10:00～18:00 休業日 土・日・祝日・年末年始 |
| お問い合わせ先 | 井上五孫 (03-6279-2268) |
| 職員数(別働隊別) | 定員数 |
| 障害者に対する支援(得意分野) | |
| 20代: 1人(男性) 0人(女性) 1人(A) | 60代: 0人(男性) 0人(女性) 0人(A) |
| 30代: 1人(男性) 0人(女性) 1人(A) | 70代以上: 2人(男性) 0人(女性) 2人(A) |
| 40代: 2人(男性) 2人(女性) 0人(A) | |
| 介護職員数 | |
| ヘルパー(専任)は専任職数: 0人(男性) 0人(女性) 0人(A) | 介護師範士: 1人(男性) 0人(女性) 1人(A) |
| ヘルパー(兼任)は兼任職数: 2人(男性) 2人(女性) 0人(A) | 福祉士: 0人(男性) 0人(女性) 0人(A) |
| その他 | |
| その他の職内(A,B,C,D) | |
| 従業員数 1-9人 | |
| 事業所長 | |
| 事業所長(03-6279-2268) 副事業所長(03-6279-2269) | |
| 事業所の住所 | |
| 事業所の営業時間 | |
| お問い合わせ先 | |

概要ページでは、事業所の提供されているサービス内容や所属されているヘルパーさんの年代、性別等が記載されています。また夜間や早朝、休日の居宅サービスの対応の有無やキャンセル料についても、記載されています。

今年は110か所の事業所より回答をいただきました。お忙しい中ご協力いただきましてありがとうございました。こちらは無料で差し上げますので、ご希望の方は基幹相談支援センターまでお問い合わせ下さい。なお、調査報告書はNPO 法人ピアネット北のホームページからも、ご覧いただけます。(http://peernet.or.jp/) こちらもご活用ください。

「北区障害者関係機関ガイドブック 2022」が完成しました

今年も関係機関のご協力のもと、「北区障害者関係機関ガイドブック 2022」が完成しました。

「子供編」、「就労・日中活動編」、「生活編」の3部構成です。冊子は編ごとにお配り致しますので、ライフステージに合わせてご利用ください。

《北区障害者関係機関ガイドブック 2022～子ども編～》 表紙：クリーム色

掲載機関

- ・区役所、相談機関
 - ・医療と療育の施設
 - ・障害者参加支援施設
 - ・児童相談所
 - ・児童発達支援事業
 - ・放課後等デイサービス
 - ・療育機関
 - ・特別支援学校
 - ・日中一時支援
 - ・短期入所（ショートステイ）
- 計 56 機関を掲載

《北区障害者関係機関ガイドブック 2022～就労・日中活動編～》 表紙：水色

掲載機関

- ・区役所、相談機関
 - ・医療と療育の施設
 - ・障害者参加支援施設
 - ・児童相談所
 - ・生活介護
 - ・就労継続支援 A 型
 - ・就労継続支援 B 型
 - ・就労移行支援
 - ・自立訓練（機能訓練）
 - ・自立訓練（生活訓練）
 - ・障害者就労支援事業
- 計 60 機関を掲載

《北区障害者関係機関ガイドブック 2022～生活編～》 表紙：ピンク色

掲載機関

- ・区役所、相談機関
 - ・医療と療育の施設
 - ・障害者参加支援施設
 - ・児童相談所
 - ・共同生活援助(グループホーム)
 - ・重度身体障害者グループホーム
 - ・宿泊訓練施設
 - ・日中一時支援
 - ・短期入所(ショートステイ)
- 計 46 機関を掲載

ガイドブックは東京都北区のホームページ、または NPO 法人ピアネット北のホームページに掲載しております。こちらもご利用ください。

●東京都北区のホームページ <http://www.city.tita.tokyo.jp/>

「健康・医療・福祉」→「障害のある方」→「各種パンフレット等」にガイドブックの各編が掲載されています。

●NPO 法人ピアネット北のホームページ <http://peernet.or.jp/>

「発行物」のページから「北区障害者基幹相談支援センターの発行物」より「北区障害者関係機関ガイドブック」の各編を選択しご覧ください。

ガイドブックは基幹相談支援センターにて無料で配布しております。

ご希望の方はお気軽にご連絡ください。

北区障害者関係機関
ガイドブック 2022
～就労・日中活動編～



令和4年(2022年)7月
北区障害福祉課

ハンドメイド教室のご報告と次回のご案内

5月、6月にハンドメイド教室を開催しました。今回は、1回目に砂絵マグネット、2回目に小箱を作製し、手づくりを楽しみました。

小箱づくりは、まず型紙を使ってフタと本体を組み立て、その後に、色紙を貼っていきます。箱の大きさにあわせて色紙を切ったり、ゆがまないように紙を貼り付けたり、少し細かい作業でしたが、皆さま丁寧に作っていました。思い思いの色紙を使い、かわいい箱が完成しました。ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

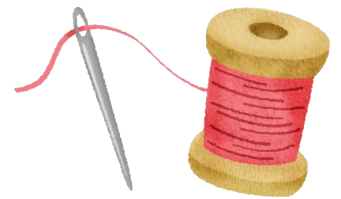


ハンドメイド教室のご案内

【日 程】

Aコース：8月13日（土） / 8月27日（土）

Bコース：9月10日（土） / 9月24日（土）



【時 間】 10時30分～12時（各回共通）

【内 容】 簡単な手芸を行います

【場 所】 障害者福祉センター2階 北区障害者基幹相談支援センター

【対 象】 区内在住・在勤・在学の、「愛の手帳」をお持ちの方で一人での参加が可能な方。全2回参加可能な方。

※初参加の方のみ、ご記入いただきたい書類がございますので、保護者の方も一緒にお越しください。所要時間は10分程度です。ご来室が難しい場合は別途ご相談ください。以前に参加されていた方で、書類への記入がまだの方もお手数ですがご来室ください。

【定 員】 各コース3名（定員を超えた場合は抽選）

【参加費】 一回毎に300円（材料費など）

【持ち物】 マスク、ハンドタオル

【申込方法】 7月29日（金）までに、電話（3905-7226）にてお申込みください。

講座「成年後見制度の ABC」を開催しました

6月30日(木)に北区社会福祉協議会あんしん北の飯野氏を講師にお招きし、講座「成年後見制度の ABC」を開催しました。当日は猛暑の中にも関わらず、たくさんの方にご参加いただきました。講座ではあんしん北が実際に支援した事例を交えてお話いただき、とてもわかりやすかったと好評でした。今回は講座でのお話を少しご紹介させていただきます。

成年後見制度とは

- ・ 障害などによって一人で決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続きをするときにお手伝いする制度です。
- ・ 親族、専門職、市民後見人、法人が成年後見人等になれます。
- ・ 福祉サービスの手続きや契約、お金の出し入れ、入院などの手続きのお手伝いをしてくれます。
- ・ 制度を使うには書類を準備して家庭裁判所に提出（申し立て）をします。



成年後見人等の仕事

- ① 後見人として何をするか、計画を立てます。
まず、ご本人がどのような生活をしているか、どのくらい財産をもっているか調べてご本人に合った生活の仕方やお金をどう使っていくかなどを考えます。
- ② 身上監護に関する法律行為
身上監護とは、ご本人の生活を維持するための仕事や療養看護に関する契約等のことです。介護に関する契約や福祉施設・病院に関する契約を行います。食事の世話や実際の介護などは含まれていません。また、ご本人が医療行為（例：手術など）を受けるに当たっての同意・不同意の決定権は、原則として後見人にはありません。ご本人又は家族に決定権があります。
- ③ 財産管理に関する法律行為
不動産の売却、貸借契約関係、金融機関の取引、保険の契約・解約、保険金の請求及び受領等があります。
- ④ ご本人の生活の様子を家庭裁判所に報告します。
ご本人の健康状態や暮らしぶり、お金や土地がどのくらいあるかについて家庭裁判所に報告します。

参加者の方からは「子どもの障害のことを思うと、簡単に進めてはいけないと思いますが、はやく準備しておくことが必要だと感じました」「成年後見制度の具体的な内容がわかってよかった」等のお声をいただきました。暑い中ご参加いただいたみなさま、ありがとうございました。

成年後見制度について、もっと詳しく知りたい方は、厚生労働省が作成している「成年後見はやわかり」の動画をご覧ください。ご本人向けに作成されていて、とてもわかりやすい内容にまとまっています。
成年後見はやわかりホームページ：<https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/person/>